

## 入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

### 1 調達内容

- (1) 業務の名称及び数量  
令和 3 年度ナラ枯れ被害木探査（ヘリコプター運航）業務委託 一式
- (2) 業務の仕様  
別添令和 3 年度ナラ枯れ被害木探査（ヘリコプター運航）業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 業務の期間  
契約締結日から令和 3 年 9 月 30 日まで

### 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 30 年鳥取県告示第 519 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が「運送・旅客業」の「旅客運送」又は「その他」に登録されている者であること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件調達の公告日から過去 5 年以内に、ヘリコプターによる航空運送に関する契約を、国又は地方公共団体と締結し、その履行を適正に完了した実績を有する者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課

### 4 入札手続等

- (1) 入札の手続に関する担当部局  
〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220 番地  
鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課  
電話 0857-26-7305  
電子メール moridukuri@pref.tottori.lg.jp
- (2) 業務の仕様に関する担当部局  
(1) に同じ
- (3) 入札説明書等の交付方法  
令和 3 年 7 月 15 日（木）から同年 8 月 5 日（木）までの間にインターネットのホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/shinrindukuri/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。  
ア 交付期間及び交付時間  
令和 3 年 7 月 15 日（木）から同年 8 月 5 日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとする。  
イ 交付場所  
(1) に同じ

#### (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

#### (5) 入札及び開札の日時及び場所

##### ア 入札日時

令和3年8月19日（木）午前10時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月18日（水）午後5時とする。

##### イ 開札日時

アと同じ

##### ウ 場所

鳥取県鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎 4階 農林水産部協議室

### 5 入札に関する問合せの取扱い

#### (1) 疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書（様式第1号）を作成し、電子メールにより4の(1)の場所に令和3年7月29日（木）正午までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

#### (2) 疑義に対する回答

(1)の質問については、令和3年8月2日（月）に鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課ホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/shinrindukuri/>) によりまとめて閲覧に供する。

### 6 入札参加者に要求される事項

- (1) 本件入札に参加を希望する者は、7の事前提出物を郵便等又は持参により4の(1)の場所に令和3年8月5日（木）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 入札者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された事前提出物は返却しない。また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

### 7 事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は1部とする。

- (1) 入札参加資格確認書（様式第2号）
- (2) 2の(4)が確認できる書類（実績概要書（様式第5号）及び契約書の写し等）

### 8 資格審査について

- (1) 6の(1)により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和3年8月11日（水）までに通知する。
- (2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県知事に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和3年8月13日（金）までに書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (3) (2)により説明を求められた場合、鳥取県知事は、説明を求めた者に対して令和3年8月17日（火）までに書面により回答する。

### 9 入札条件

- (1) 入札は、紙入札による。  
なお、入札書は様式第3号を使用すること。
- (2) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (3) 入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額）とする。併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。
- (4) 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

- (5) 再度入札は2回とする。(初度入札を含めて3回とする。)
- (6) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (7) 入札者は、政令、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (8) 入札後、本件公告、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (9) 郵便等による入札の場合は、「入札書」と明記した封筒に「第1回」、「第2回」及び「第3回」と回数を明記し、提出すること。  
なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。  
また、回数が記載されていない場合は1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

#### 10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金  
入札保証金は免除する。
- (2) 契約保証金  
落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。  
なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

#### 11 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札参加資格確認書(様式第2号)を提出していない者のした入札
- (3) 入札保証金の納付を必要とする入札で、所定の日時までに入札保証金を納付しない者の入札
- (4) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合において入札を行うまでに委任状(様式第4号)を4の(1)の場所に提出していない入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (5) 入札に際し、不正の行為があった者のした入札
- (6) 記名のない入札書による入札
- (7) 入札書の金額、氏名、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札
- (8) 入札書を鉛筆で記載した入札
- (9) 1案件に対し、入札書を2部以上提出した入札
- (10) 政令、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

#### 12 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

#### 13 契約書作成の要否

要

#### 14 手続における交渉の有無

無

#### 15 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。

(4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(5) 再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。

(ア) 再委託の契約金額が本件業務に係る委託料の額の50パーセントを超える場合

(イ) 再委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合

(6) 受注者及び発注者は、委託業務を実施するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱業務委託契約特記事項」を遵守しなければならない旨契約書に記載するものとする。

(7) 10の(2)の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書（様式第6号）を4の(1)の場所に提出すること。

## 別記

### 個人情報取扱業務委託契約特記事項

#### (個人情報の取扱い)

第1 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らしてはならない。  
2 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いを伴う業務に従事している者又は従事していた者が、当該契約による業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らさないようにしなければならない。  
3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

#### (目的外収集・利用の禁止)

第3 受注者は、この契約による業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託業務の目的の範囲内で行うものとする。

#### (第三者への提供制限)

第4 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

#### (複製、複写の禁止)

第5 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

#### (個人情報の適正管理)

第6 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を毀損し、又は滅失することのないよう、当該個人情報の適正な管理に努めなければならない。

#### (提供資料等の返還等)

第7 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

#### (事故報告義務)

第8 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等の内容を、漏えいし、毀損し、又は滅失した場合は、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

#### (契約解除及び損害賠償)

第9 発注者は、受注者が個人情報取扱業務委託契約特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。